

# 船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業者公募要領

## 1 事業概要

市役所本庁舎内において、壁面スペースに船橋市本庁舎案内板（以下「庁舎案内板」という）を設置し、設置事業者は庁舎案内板と一体型若しくは、市が許可する壁面に広告板を掲載し運用する事業者を公募（広告料を競う、一般競争入札）により募集するものです。

## 2 設置場所等

No.	設置場所	規格	台数
1	庁舎案内板及び広告板 本庁舎1階 正面エレベータホール壁面	H2, 200mm×W6, 400mm×D150mm 程度	1
2	電子ポスター板 本庁舎1階 正面エレベータホール壁面	H2, 200mm×W1, 000mm×D150mm 程度	1

※設置場所は、別紙1「船橋市本庁舎案内板及び広告板の設置位置図」を参照してください。

## 3 事業内容

- (1) 庁舎案内板及び広告板を企画・制作し、行政財産の使用許可を受けて、市が指定する場所に設置します。
- (2) 庁舎案内板及び広告板並びに電子ポスター板の設備を維持管理し、庁舎案内板については、市の機構改革等により表示内容に変更が必要となった場合に、随時に情報の更新を行います。
- (3) 庁舎案内板及び広告板のうち、庁舎案内、行事案内・相談案内、市内地図（市内地図の空きスペースを除く。）以外の部分を広告媒体として運用し、広告を募集・掲載することができます。

## 4 事業実施期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間の期間とします。

※令和11年9月30日の満了日には、速やかに現状回復し撤収すること。

## 5 仕様等

### (1) 掲示内容等

- ① 庁舎案内、行事案内・相談案内、市内地図及び電子ポスター案内を掲示すること。
- ② 庁舎案内は、各階のフロア図、50音課名一覧を掲示すること。また、電子による表示の場合は英語、中国語、ベトナム語の表記もすること。
- ③ 市内地図は、高齢者や色覚障害者に配慮するなど、ユニバーサルデザインを心がけること。
- ④ 行事案内・相談案内及び電子ポスター案内は、職員により表示ができるようにすること。
- ⑤ 掲示内容は事前に十分協議した上で決定するものとし、市の要望を反映できるように、自社制作もしくはそれに準じる体制を整えること。
- ⑥ 庁舎案内及び市内地図については、年1回見直しを行い更新することとし、その他、現状と相当の乖離がある場合、随時の情報更新を行うこと。

## (2) 設備本体

- ① 行事案内・相談案内及び電子ポスター案内は、55 インチモニター又は 55 インチタッチパネルとし、その他は電照タイプ、液晶モニター、タッチパネルのいずれかの方法により表示すること。
- ② バックライトを使用する場合、LED もしくは同程度に省エネに配慮したものを使用すること。
- ③ 庁舎施設に負担の少ない方法で、地震等の際の落下や転倒防止策を十分に講ずること。
- ④ 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。

## 6 設置工事等

- (1) 庁舎案内板及び広告板の設置・撤去にあたり、市と十分な打合せをした上で、市が指定した日時に行なうものとします。
- (2) 庁舎案内板及び広告板の設置及び撤去、修繕及び電気料など、設置運営に係る経費の一切は事業者の負担とします。
- (3) 庁舎案内板及び広告板の設置にあたっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の目的外使用となりますので、事前に船橋市公有財産規則第 19 条の規定に基づく行政財産の目的外使用に係る許可を受けることとします。なお、行政財産の使用許可申請は年度毎とします。
- (4) 契約期間の満了に伴う事業者の変更又は契約の解除等により庁舎案内板及び広告板を撤去するときは、速やかに原状回復をすることとします。また、原状回復に係る経費の一切は事業者が負担するものとします。

## 7 広告掲載について

- (1) 広告主の募集及び広告の制作は、事業者が行なうこととします。
- (2) 事業者は広告主及び広告の内容について、「船橋市広告掲載に関する要綱」「船橋市広告掲載基準」及び関係法令の規定を遵守するとともに、市の審査を受け承認を得なければならないこととします。なお、この場合において、事業者は必要な資料等を市の指定する日までに提出しなければなりません。
- (3) 事業者は広告主及び広告内容について、市の審査・承認を受けていない広告は掲載できないものとします。
- (4) 市が適正でないとき認めるときは、掲載前、掲載中にかかわらず、いつでも事業者に対し、広告主の変更及び広告内容の修正を指示することができるものとし、事業者はその指示に従わなければならないものとします。
- (5) 審査の結果及び修正の指示等によって生じた経費の一切は事業者が負担するものとします。
- (6) 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

## 8 庁舎案内板及び広告板の運用等

### (1) 電子掲示時間

本庁舎開庁日の午前 8 時 00 分から午後 6 時まで。

※開庁日：月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は除く。

## (2) 掲示の停止等

- ① 市は、災害等緊急時において掲示を停止することができるものとする。
- ② 市は、市の業務等に支障があると認めるときは、掲示時間内であっても、一時停止の指示を行なうことができるものとし、事業者はその指示に従わなくてはならないものとする。
- ③ 一時停止によって生じた経費の一切は、事業者が負担するものとする。

## (3) 事業計画書の提出

事業者は、本事業の実施に際し、庁舎案内板及び広告板の仕様、施工管理方法、掲載する広告及び行政案内の構成等、運用及び広告等の内容に関する事項についてあらかじめ市と協議のうえその承認を受けた後、当該事項を記した事業計画書を提出していただきます。

## 9 維持管理等について

- (1) 庁舎案内板及び広告板の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。
- (2) 平日夜間及び閉庁日には、タイマー等の設置により電源が切れるようにしてください。
- (3) 事業者は、庁舎案内板及び広告板の設置、撤去、清掃及び広告等の変更の作業等を行う場合は、事前に市と日程調整し、来庁者及び庁舎事務に影響のない時間帯に行ってください。
- (4) 事業者は、庁舎案内板及び広告板が毀損、汚損、紛失等した場合は、速やかに復旧等の適切な措置を行なってください。また、その経費は、事業者の負担とします。
- (5) 事業者は、常に節電に取り組むものとし、市から電力供給不足による節電の要請があった場合については、掲載時間の短縮等の節電対策に協力していただきます。なお、節電対策による広告料の返金はいたしません。
- (6) 年に1回以上、案内板等の設置状況の確認、清掃を実施し発注者に報告してください。

## 10 その他

- (1) 市は、庁舎案内板及び広告板の広告の掲載期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、掲載を中止することができるものとします。その場合、中止によって生じた経費の一切は事業者が負担するものとします。
- (2) 事業者は、庁舎案内板及び広告板の設置及び広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとします。
- (3) 事業実施期間中、1階ロビーのレイアウト変更により、庁舎案内板及び広告板を移動する必要がある場合は、市が指定する場所に移動していただきます。なお、庁舎案内板及び広告板の移動による経費は、事業者負担とします。
- (4) その他事業の実施に際して疑義が生じた場合は、その都度、市と事業者が協議のうえ対応を決定することとします。
- (5) 市が公用若しくは公共用に供するため契約を解除する場合、既納の広告料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。なお、事業者が契約条件に違反するなど事業者の責に帰すべき理由による契約解除や事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の広告料は返還しません。
- (6) 事業者は、契約期間中に自己都合により契約を解除する場合には、広告料とは別に広告料3か月分相当額の違約金を市にお支払いいただきます。この場合、同事業にかかる次回以降の公募参加に制限がかかります。

## 1 1 広告料等

### (1) 広告料

- ① 広告料は入札いただいた金額(年額)に、消費税相当を加算した額を「年間の広告料」とします。  
ただし、令和8年度、令和11年度の広告料は、入札金額(年額)の二分の一に、消費税相当を加算した額とします。

なお、本市において、最低広告料(公表はしません。)を設定します。最低広告料を下回った入札は失格とします。

※広告料の消費税相当分について、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率(毎年度4月1日の消費税率)により算定した額とします。ただし、法令等に別の定めがある場合はこれに従うものとします。

- ② 広告料は、年度毎に市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに各年度分を一括で納付していただきます。

### (2) 電気料

- ① 庁舎案内板及び広告板の設置・管理に伴う電気料は、広告料とは別に市が発行する納付書により支払うこととなります。
- ② 電気料は、庁舎案内板及び広告板のカタログ等の最大消費電力を基に、本庁舎の実績単価から次のとおり市が算出するものとします。

$$\text{電気料(円未満切捨て)} = \text{電力量料金単価(円/KWh)} \times (\text{定格消費電力} \times 10 \text{時間}) \times \text{実稼働日数}$$

## 1 2 応募要件等

### (1) 応募要件

#### ① 基本要件

- ア 庁舎案内板及び広告板の設置・運営に意欲ある者であること
- イ 公募開始日から起算して過去2年の間に、国又は地方公共団体と庁舎案内板及び広告板の設置・管理・運営のいずれかに関する契約(以下「事業実績」という。)を2回以上締結していること

#### ② 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 法人税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納している者
- ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者
- エ 船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- オ 千葉県暴力団排除条例(平成23年条例4号)第23条に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)の施行に伴い、申込者(契約者)が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

③ 入札保証金・契約保証金

ア 今回の入札に係る入札保証金は、免除する。

イ 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額を納めるものとする。

ただし、船橋市契約規則第 34 条に該当する場合は、免除する。

ウ 落札業者と決定した者が、正当な理由なく期限までに本契約を締結しない場合には、事業実施期間分の広告料に対して 100 分の 5 に相当する額を違約金として市へ支払うものとする。

(2) 応募申し込み

① 応募申込書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配布場所
令和 8 年 6 月 22 日（月）から 令和 8 年 7 月 7 日（火）まで ※市のホームページからダウンロード	窓口配布 船橋市企画財政部財産管理課 船橋市役所本庁舎 9 階 TEL047-436-2172 閉庁日を除く 9 時から 17 時まで

② 参加登録申請

登録申請期間	登録申請の仕方等
令和 8 年 6 月 30 日（火）から 令和 8 年 7 月 7 日（火）まで 一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの方法で、本要領 6 ページ提出書類①～⑪までの該当書類を令和 8 年 7 月 7 日（火）必着で郵送してください。（持参可）	宛先「〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所 財産管理課」行 郵便到着後、書類審査をして「入札参加登録決定（否決）通知」を関係書類と共に返送いたします。

③ 質疑応答

質問期間	回答方法
令和 8 年 6 月 25 日（木）から 令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 1 時 00 分まで 質問は、「第 1 号様式」を使用して、E-mail で問い合わせください。E-mail 送信後、電話にて財産管理課に到着確認をしてください。 E-mail: <a href="mailto:zaisankanri@city.funabashi.lg.jp">zaisankanri@city.funabashi.lg.jp</a> 電話：047-436-2172	質問があった場合は、市（財産管理課）のホームページにて回答いたします。 回答（予定） 令和 8 年 7 月 1 日（水）

④ 入札書提出

提出期限	提出方法
令和 8 年 7 月 17 日（金）船橋郵便局必着 ※本市から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用してください。他の物を使用した場合は失格といたします。	一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの方法で郵送すること。 上記以外での方法により送付された入札書及び期日を過ぎて届いた入札書は無効とする。 持参した入札書は受理しない。

⑤ 提出書類

No	提出時期	提出書類
①	参加登録 申請時 (持参可)	入札参加申込書(第2号様式)
②		誓約書(第3号様式)
③		委任状(第4号様式) <sup>※1</sup> 入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要
④		登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
⑤		印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内の原本)
⑥		有価証券報告書又は決算書(直近のもの)
⑦		納税証明書(全ての国税で、法人は納税証明書その3の3)を提出。 市税納付確認書(市内に事務所・事業所等を有する法人が対象。(第7号様式))
⑧		事業実績を証明できる契約書の写し <sup>※2</sup> 及び仕様書等の写し <sup>※3</sup>
⑨		140円切手を貼付した返信用封筒(角2) *入札参加登録決定(否決)通知書を送付します。
⑩	入札時提出	入札書(第5号様式) *入札参加登録決定通知書と共に送付します。
⑪	契約後	次の書類を提出して下さい。 ①庁舎案内板及び広告板の仕様、施工管理方法、掲示する広告及び行政案内の構成等、庁舎案内板及び広告板の運用及び広告等の内容に関する事項を記した事業計画書(書式は任意、A4で作成) ②最大消費電力量のわかるもの(カタログ等) ③行政財産使用許可申請書(本市所定様式)

注意事項

- ※1 委任状を提出した場合は、入札書(第5号様式)を代理人で提出できます。(その他の書類は代理人での提出はできません。)
- ※2 契約書の写しは、業務名称、契約日、契約期間及び契約者名が分かる書面であること。
- ※3 仕様書の写しは、契約書の写しに設置・管理・運営に関する記載がある場合は提出不要です。
- ※4 参加登録申請書類については、最終提出していただいた書類の返却は行いません。また、提出いただいた書類に不明点等がある場合は、本市より確認をさせていただく場合がございます。本市より確認させていただいた部分における書類の修正は、参加登録申請期限日の17時までは認めません。

(3) 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については、次のとおりです。

① 入札書の開札

開札 下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

立ち会い 応募者の中から立会人を2者をお願いいたします。応募者が1者のみ又は急きょ立ち会えなくなった時には、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

傍聴 傍聴は自由とします。なお、開札時刻以降の入室はできません。

比較 入札書を開札し、最低価格以上で最高金額を提示した者が設置事業者となります。ただし、同一価格の応募者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。くじ引きは、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員が行います。

その他 入札書提出後に書換、引換又は撤回をすることはできません。

入札書の比較日時 令和8年7月27日(月)午前10時00分

会場 船橋市役所 本庁舎7階 706会議室

② 入札書の比較結果の通知

入札書の比較結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載します。

③ 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 参加資格のない者が提出した入札書

イ 同一人が提出した2以上の入札書

ウ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書

エ 金額の訂正された入札書

オ 記名押印(署名捺印)のない入札書

カ 金額その他記載事項が明らかでない入札書

キ 全ての事項が記載されていない入札書

ク 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書

ケ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書